

船舶インシデント調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年10月26日 18時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市美津島漁港東方沖 折瀬鼻灯台から真方位125° 3.5海里付近 (概位 北緯34° 16.0′ 東経129° 27.0′)
インシデントの概要	漁船第三祐福丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年3月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三祐福丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-16914（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、いか一本釣り漁を行う目的で対馬市下島東方沖の漁場に向けて航行中、主機が異音を発したので、船長が減速したところ、主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が、主機のセルモータを操作したが回らず、主機を始動することができなかつたので、無線で僚船に救助を依頼し、僚船にえい航されて対馬市三浦湾漁港緒方地区に入港した。</p> <p>主機は、機関整備業者が開放して点検を行ったところ、潤滑油に多量の燃料油の混入が認められ、6番シリンダの燃料噴射弁のノズルチップ先端部の溶損、4番シリンダのクランクピン軸受及び主軸受の焼損が確認された。</p>
分析	本船は、下島東方沖の漁場に向けて航行中、主機6番シリンダにおいて燃焼されなかつた燃料油が潤滑油に混入し、燃料油混じりの潤滑油が各軸受に供給されたことから、軸受荷重が大きい4番シリンダのクランクピン軸受及び主軸受が焼損して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、下島東方沖の漁場に向けて航行中、主機6番シリンダにおいて燃焼されなかつた燃料油が潤滑油に混入し、燃料油混じりの潤滑油が各軸受に供給されたため、軸受荷重が大きい4番シリンダのクランクピン軸受及び主軸受が焼損して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。